

日 時 令和7年3月4日（火）

午後4時00分～

場 所 新宿NSビル3階 NS会議室3-J

令和6年度 第2回東京都公園審議会

会議録

○中尾管理課長 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから、令和6年度第2回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます建設局公園緑地部管理課長の中尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この先、着座で失礼させていただきます。

初めに、本日の審議会ですが、こちらにご出席の委員に加えまして、5名の委員の方にはオンラインでご参加いただいております。ご了承下さい。委員の皆様には何かとご不便をおかけすることあるかと存じますが、何とぞ、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日の審議会ですが、16名の委員のうち11名の委員の皆様にご出席いただいております。東京都公園審議会条例第8条に規定されました定足数の半数8名を超える委員にご出席いただいておりますので、現在こちらのご出席の皆様で審議に入らせていただきます。

本日の審議会ですが、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第3に基づきまして、会議を公開で行うこととさせていただいております。本日、傍聴のほうを認めておりますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。オンラインでの会議の傍聴も可能としてございます。

では、オンラインの傍聴も含めまして、傍聴者の入室のほうのご案内をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○中尾管理課長 本日の会議資料を手元にご用意しておりますが、ご確認のほうをお願いしたいと思います。

議事次第、名簿などのほか、クリップ留めになりますが、会議資料のほうをご覧いただきたいと思います。

報告資料としまして、「公園別マネジメントプランの改定(案)について」というものがクリップ留めの中に挟まれております。それから「公園別マネジメントプラン(共通編)の目標と取組内容」というもの、それから「代々木公園(神南一丁目地区)の供用開始について」という3種類がクリップで留められたものの中にお配りさせていただいております。

不足の資料等がございましたら、お知らせいただければと思います。

よろしいでしょうか。

また、皆様の机にはマイクはございませんので、この先、ご発言の際には手を挙げていただきまして、係員からマイクをお受け取りになりまして、そちらでお話いただくようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、また係が受け取りにまいりますので、そのままでお願いいたします。どうぞご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、本日ですけれども、一部の委員の皆様にはオンラインでご参加をいただいております。オンラインでご参加の委員におかれましては、ご発言される場合を除きまして、お手元のパソコンの端末のミュート機能をオンにさせていただきますようお願いいたします。また、ご発言いただく際には、手挙げをしていただきまして、ミュート機能のほうをオフにさせていただいてから、お名前をおっしゃっていただき、ご発言のほうをお願いしたいと思います。どうぞ皆様よろしくようお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、建設局長の花井徹夫より、ご挨拶のほうを申し上げます。花井局長、よろしくお願いいたします。

○花井建設局長 東京都建設局長の花井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、令和6年度第2回東京都公園審議会でございますけれども、会長の高梨様初め、委員の皆様にはご多忙の中、そしてお寒い中ご出席いただきまして、また、オンラインでのご参加をいただいております。誠にありがとうございます。

また、平素より東京都の公園緑地行政に対しまして、ご高配を賜っております。誠にありがとうございます。

さて、東京都では本年1月に、2050年代に目指す東京の姿を実現するため、都政の運営の新たな羅針盤となります「東京2050東京戦略」の案を取りまとめまして、パブリックコメントを踏まえ、今月末に策定する予定でございます。

この戦略では、「豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市、東京へ」をビジョンの一つに掲げております。都立公園のさらなる整備の推進や、公園の魅力創出などを施策としても取り組んでまいります。

本日は、「公園別マネジメントプラン（案）」と「代々木神南一丁目地区の供用開始」の2件につきまして、ご報告申し上げます。

公園別マネジメントプランは、本審議会の答申を踏まえまして、昨年取りまとめました「パークマネジメントマスタープラン」でお示しいたしました都立公園全体の目標の実現に向けまして、公園ごとに目標や維持・運営・管理の取組方針を定めるプランでございます。

す。

今年度42公園の改定に向けまして、現在パブリックコメントを行っております、今月末に取りまとめる予定でございます。

また、代々木公園の神南一丁目地区につきましては、本審議会からいただきました整備計画の答申を踏まえまして、パークPFI制度を活用して整備を進めてまいりまして、先月、一部の供用を開始したところでございます。

この後、ご報告申し上げますけれども、各委員の皆様からは、ご意見などを頂戴できればと考えております。

今後とも東京都の公園緑地行政につきまして、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中尾管理課長 審議に入ります前に、代理の出席の委員がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。財務省関東財務局東京財務事務所長、伊藤美月委員でございますが、本日ご欠席のため、代理で第5統括国有財産管理官、浅井豊様に、本日お越しいただいております。

○浅井委員代理 浅井と申します。よろしくお願い致します。

○中尾管理課長 公園審議会幹事につきましては、画面のほうをお示しした東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございます。お手元の資料のほうにも同じものがございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

本日の審議進行につきましては、高梨会長のほうにお願いしたいと思います。高梨会長、よろしくお願いいたします。

○高梨会長 皆さん、こんにちは。

それでは、お手元の次第に基づきまして、早速、議事に入りたいと存じます。

本日は報告事項が2件ございます。一括して事務局より、ご説明をお願いいたします。

○坂下計画課長 公園緑地部計画課長の坂下でございます。私のほうから、報告事項の説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元に配付しております資料1の「公園別マネジメントプラン改定(案)」についてご説明申し上げます。

お手元の資料、もしくはスクリーンにも資料を投影させていただきますので、ご覧いただけますでしょうか。

東京都は、東京が目指す公園づくりの方向性を示し、都立公園全体の整備・管理・運営の指針となる「パークマネジメントマスタープラン」につきまして、令和5年6月、本審議会からの答申、「新たな都立公園の整備と管理の在り方について」を踏まえまして、令和6年3月に改定したところでございます。

今回は、この改定した「パークマネジメントマスタープラン」を踏まえまして、「公園別マネジメントプラン」をさらに改定していくとしてございます。

これは、公園ごとに性格・役割を踏まえて10年程度の目標や維持管理・運営管理の取組方針を取りまとめたものでありまして、今回、案としてまとめてございます。

改定につきましては、今年度令和6年度から順次改定することとしてございまして、今回は都立公園全84公園中の42公園について、改定を進めていきたいと考えてございます。

資料1の1番、マスタープランと公園別プランでございます。

「パークマネジメントマスタープラン」では、「2040年代の都立公園の目指す姿」として、右の図に示しておりますが、三つの目標を定めてございます。

この目標を目指す姿を実現するために、さらに「まもる」「ふやす」「かえる」という三つの視点から、マネジメントを推進することといたしました。

都立公園につきましては84公園ありまして、それぞれ異なる立地条件や歴史、性格、役割などを有していることから、公園ごとの特性を踏まえたマネジメントに取り組むため、公園ごとに「マネジメントプラン」を策定してございます。

2番の公園別プランの改定内容でございます。

今回の公園別マネジメントプランの改定に当たりましては、全ての都立公園において取り組むべき基本事項を明らかにするため、新たに「公園別マネジメントプラン（共通編）」を策定することといたしました。

共通編では、維持管理・運営管理・公園整備の三つの視点から実施すべき取組内容と、全ての視点に共通する戦略的広報、協働、リサーチ、マーケティング、デジタルトランスフォーメーションの四つの取組内容について定めてございます。

併せて、公園ごとの目指す姿や重点的な取組を取りまとめた各公園ごとのマネジメントプランとなる個別公園編を策定しております。

これらの共通編と個別公園編より、都立公園全体のマネジメントを推進していくこととしてございます。

2 ページ目をご覧ください。

公園別マネジメントプラン（共通編）の内容でございます。

先ほど申し上げましたとおり、この共通編は、全ての都立公園で取り組むべき基本事項として、維持管理、運営管理、公園整備の三つの視点から実施すべき取組内容と共通事項として四つの取組内容を取りまとめております。

内容の詳細につきましては、続きます資料2を用いまして、後ほどご説明させていただきたいと思っておりますので、次のページのほうに移らせていただきたいと思います。

続いて、公園別マネジメントプランの（個別公園編）の内容でございます。

今回の改定では、令和7年度に指定管理者の大規模選定の対象となる公園を中心に、先行して改定することといたしまして、42公園を対象としております。残る公園については、来年度7年度の改定を予定しております。

今回改定いたします42公園の目指す姿につきましては、この3ページ目から次の4ページ目にかけて、一覧表に記載してございます。

それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出することを目指し、各公園の特徴を踏まえて設定したものとなっております。

4 ページ目をご覧ください。

目指す姿に続きまして、下段のほうに、（参考）として記載しておりますが、この個別公園編の内容といたしましては、この目指す姿のほかに、都市計画や設置されている主な公園施設、公園の成り立ちなどを取りまとめた公園の概要。目指す姿を踏まえて、マスタープランに掲げる施策の中で重点的に取り組むべき事項を取りまとめた重点取組。それと公園内の各ゾーンで取り組む方向性を示しましたゾーン別基本方針。そのほか、現況を示した図面・写真や利用状況のデータなどの資料編ということでまとめております。

最後に、3番、パークマネジメントの推進に向けてでございます。

こうした取組を効果的に進めていくため、PDCAサイクルに基づくマネジメントサイクルより進めていくこととしております。

具体的には、各都立公園の現場の運営管理を実施しております指定管理者の選定などを通じまして、実施することといたします。

具体的には、各指定管理者の作成した事業計画の承認のほか、毎年度に作成する年間事業計画書や実施状況を示す年間事業報告書の提出、これらを基にした毎年度の運営状況の評価とその公表を通じまして、継続的な改善を図ってまいります。

また、公園別マネジメントプランにつきましても、おおむね5年程度の間隔となっております指定管理者の選定時に併せて、見直しを図ってまいります。

今回概要版の資料でご説明させていただいておりますが、お手元のほうには、「公園別マネジメントプラン（共通編）」及び「個別公園編」の事例として、砧公園のマネジメントプランをご用意させていただいております。A4横判でとじたものとなっておりますが、併せてご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2の説明をさせていただきたいと思っております。

右肩に資料2と書いてございます「公園別マネジメントプラン（共通編）の目標と取組内容」でございます。

共通編につきましては、これまでになかったものであり、都立公園において取り組むべき基本事項を明らかにするということから、今回の改定から新たに策定したものとなっております。

この内容を中心にご説明させていただきまして、この後、ご意見をいただきたいと考えてございます。

共通編では、維持管理、運営管理、公園整備の三つの視点から、目標と実施すべき取組内容を取りまとめております。

これまでの公園別プランと比較して、今回の改定のポイントとなる点を中心に、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目には、三つの視点のうちの維持管理の改定を取りまとめたものとなっております。

こちらは、パークマネジメントマスタープランに掲げます「豊かな緑を育み、次世代へとつなぐ公園」の実現に向けて、公園に生育する樹木等の植物や水辺環境、生息する多様な生き物を含めました環境の適切な管理を推進する公園施設の維持管理水準の底上げにつながるよう、取りまとめたものとしております。

維持管理の視点におきましては、大きく、1、環境の保全管理、2、公園施設の管理という二つの区分にして、まとめました。

この中の環境の保全管理におきましては、樹木・樹林地、芝生・草地広場、草地、水辺環境、花壇、緑のリサイクルという観点の六つの事項に区分して、目標を設定してございます。

公園施設の管理では、清掃・点検、維持・補修、二つの項目として目標を設定いたしま

した。

改定のポイントといたしましては、都立公園の多くが、開園から50年以上が経過する公園が半数以上を占めておりまして、また、都立公園の面積も、現在合計2,075ヘクタールにまで拡大している状況でございます。

これまで以上に、都立公園の環境保全や施設の維持更新を強化するとともに、社会状況を踏まえ、都市が抱える様々な課題解決にも寄与し、公園が果たすべき機能の強化につながるよう、取りまとめたものでございます。

例えば具体的には、1番の環境保全管理の(1)樹木・樹林地におきましては、目標として、樹木が有する多様な機能を発揮させ、樹木の特性や現地の環境に応じた適切な管理を行い、健全な樹林地を維持すると設定いたしまして、取組内容に利用者の快適性や安全性の観点から、開放的な空間の創出や樹林地密度の適正化などを掲げることといたしました。

そのほか、ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性の確保や脱炭素化など、様々な社会課題の解決に寄与するよう適切な環境管理を強化するよう取りまとめており、例えば、樹木・樹林地や草地、緑のリサイクルなどにおいて、生物多様性の視点を加えますとともに、健全な植物が生育する状態を保つほか、公園内の発生材などを有効活用し、幅広く資源の再利用を推進することを取組内容として掲げております。

公園施設の管理といたしましては、これまで以上に維持管理水準の向上を図ることといたしまして、公園利用の快適性をさらに高めるとともに、通常時だけではなく災害時も踏まえ、機能が発揮されるよう定期的なメンテナンスの徹底や、近年激化する風水害に備えて、排水・透水機能の確保などを取組内容に取り入れました。

また、修繕を速やかに行うこととし、利用者が投稿できるシステムの活用などを取り入れたほか、ソーラーパネルの設置など、施設更新に合わせた省エネルギー化の推進を取組内容に掲げることとしております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

次に、運営管理の視点でございます。

パークマネジメントマスタープランでは、「東京の活力と魅力を高め、まちづくりの核になる公園」「都民一人ひとりのウェルビーイングに貢献する公園」の実現に向けて、目標を設定してございます。

ここでは、にぎわいの創出や文化の発信、歴史の継承、誰もが心地よく過ごせ、利用しなくなる空間の創出などにつながるよう取りまとめました。

ここでは大きく三つ、1、利用ルールの運用、2、利用促進、3、安全・安心の三つの区分でまとめております。

1の利用ルールの運用では、利用ルールの周知徹底と緩和の二つの事項に区分し、利用促進においては、利用者サービスの拡充、誰もが利用しやすい場の提供、多様な主体との連携・民間活力の活用、イベントの新規活用の四つの事項で区分し、目標を設定いたしました。

安全・安心では、防災対策と防犯・事故防止の2区分としてございます。

改定のポイントといたしましては、都民のウェルビーイングに寄与するよう、誰もが心地よく過ごせ、利用したくなる空間として公園が利活用される点を重視して取りまとめてございます。

具体的には、1、利用ルールの運用における利用ルールの周知徹底です。

利用ルールの周知徹底におきましては、利用者が健康的に過ごせるよう配慮することとし、例えば受動喫煙防止等の周知徹底を図ることや、人と動物の快適な利用を推進するという取組内容とし、ペット連れ利用者と一般利用者が相互に気持ちよく過ごせるように、取組内容に組み入れてございます。

また、利用ルールの緩和では、公園の楽しみ方を増やすことや多様なニーズを柔軟に対応することを取組内容に取り入れまして、公園の特性や周辺環境などを踏まえながら、これまでは認められていない木登りや花火等の様々な遊びなどの利用などに対応してまいります。

2番、利用促進におきましては、利用者サービスの拡充において、魅力あるサービスを提供し、公園の魅力の向上を取組内容として掲げてございまして、既存売店や飲食店の見直し、リニューアルのほか、テレワークなどができる環境の提供や、チェア、パラソル、マットなどの貸出しなど、新たな取組を展開してまいります。

また、多様な主体との連携・民間活力の活用におきましては、地域とのつながりを深めるということを目標に設定しまして、公園管理への都民参加の促進や利用者の意見の収集・反映などを取組内容として取り入れまして、地域住民等が参加するパークミーティング等の実施など、多様な主体との連携する取組を行ってまいります。

3番、安全・安心では、首都直下地震の発生確率が高い状況や、激化する気象災害なども踏まえまして、防災対策において、地域の防災対応力の向上などを取り入れたほか、防犯・事故防止といたしましては、過密利用のコントロールや非接触型設備の導入などの感

染症予防対策や、防犯カメラの設置など、防犯対策の徹底を取組内容としてございます。

次に、3ページをご覧ください。

公園整備の視点でございます。

これまでご説明いたしました維持管理や運営管理の視点での取組につながるよう、ハード整備を行っていくものであり、考え方やポイントは重なる部分もございます。

ここでは大きく二つ、多様な利用の促進、公園の機能向上の二つに区分してございます。

多様な利用の促進におきましては、新たな魅力の創出、誰もが利用しやすい施設整備、健康増進に向けた環境の整備の三つの事項に区分し、公園の機能向上におきましては、防災・防犯、生物多様性の保全、文化財庭園の保存・活用、公園の新規拡張の四つの事項で区分して、目標を設定してございます。

改定のポイントといたしましては、にぎわいの創出や文化・歴史の継承、誰もが心地よく過ごせ利用したくなる空間の創出のほか、防災・防犯、生物多様性の確保や脱炭素化など、様々な社会課題の解決に寄与するよう取りまとめてございます。

具体的には、1、多様な利用の促進の新たな魅力の創出におきましては、誰もが使いやすく楽しめるようリニューアルを行うこととし、エントランスや園路広場等のまとまったエリアでの魅力向上を図るほか、人と動物との快適な利用の推進を掲げ、リードフックの設置など、ペット連れ利用者の対応、夜間景観の向上を図るということにいたしまして、演出的な照明や光、映像を生かしたイベントの対応など、夜間利用の促進を取り入れてございます。

また、公園の機能向上におきましては、防犯・防災において、防災機能の強化を図ることとして、さらなる防災施設の整備推進するほか、雨水流出の抑制を図ることとして、雨水浸透施設やレインガーデンの整備など、グリーンインフラとしての機能向上を進めてまいります。また、防犯カメラの設置など、防犯対策の徹底を取組内容として掲げてございます。

そのほか、東京における緑といたしまして、都立公園が担う役割はますます大きく、その重要性は高まっております。そうしたことから生物多様性の保全や公園の新規拡張を事項として組み入れまして、より一層強化していきたいと考えてございます。

最後に、スケジュールでございます

現在、公園別マネジメントプランにつきまして、都民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを令和7年2月5日から3月6日までの期間で実施しているところでございます。

このパブリックコメントと併せて、本日の審議会でもいただきましたご意見も踏まえまして、今月末に公園別マネジメントプランを改定し、公表していく予定としてございます。

公園別マネジメントプランの説明については、以上となります。

続いて、2件目の報告事項につきましても、続けて説明させていただきたいと思っております。

代々木公園（神南一丁目）地区供用開始についてでございます。

こちらにつきましては、まず、神南一丁目地区の位置をご紹介しますので、お手元の参考にも資料をご用意していますが、スクリーンのほうも併せてご覧下さい。

こちらは、都立代々木公園の空中写真となります。

今回新たに供用開始いたします神南一丁目地区は、令和元年5月、本審議会からいただきました答申を踏まえ整備を進め、こちらの資料は、その審議時の資料となっております。

都市計画代々木公園の区域、約6.5ヘクタールでございますが、オレンジ色の線で囲われた区域となっております。現在、北側の明治神宮内苑とも隣接しますA地区、また、南側にありますB地区が都立公園として開園しておりまして、また、都立代々木公園に隣接するように国立代々木競技場も供用開始されているという状況でございます。

残る事業区域といたしましては、この都市計画公園区域の南東側となります。一点破線で囲まれた区域約1.2ヘクタールとなっております。このエリアを拡大した空中写真が右側のほうに示したものとなっております。

令和元年5月の審議会答申を踏まえ、整備計画の一部区域となります。こちらの拡大した空中写真では当時の写真となりますが、岸記念体育会館と記載している箇所、約0.4ヘクタールにつきまして、都市公園法に基づく公募設置管理制度、いわゆるパークPFI制度を活用して、新たに拡張整備を進めることといたしました。

後ほど、こちらの内容を説明させていただきます。

また、参考までに、今回ご説明する南側のところには水道局ポンプ所とありますが、こちらのほうも整備計画の答申をいただいておりますけれども、現在も水道局のポンプ所として稼働しているところでございまして、こちらのほうは、今後の水道施設の整備や改築時に併せて、公園機能を同時に確保していくということにしております。

お手元の資料3の説明に移らせていただきます。

神南一丁目地区の供用開始ですが、パークPFI制度を活用して整備を進めておりまして、事業対象面積は約0.4ヘクタールとなっております。

事業者は、代々木公園STAGESとなっておりまして、代表構成団体が東急不動産株式会社となりまして、その他3社から構成されるグループでございます。

右上のこれまでの経緯等でございますが、令和元年の整備計画答申の後に、令和3年に事業者の公募選定を行い、設置等予定者を決定してございます。このたび2月20日に一部区域の供用を開始したところです。さらに、今月3月からは公募対象公園施設につきましても、順次、供用開始するというようにしてございまして、令和7年6月に、全面的に協議をする予定となっております。

整備計画では、計画テーマを「緑の風景の中で人々が交流し、賑わいの拠点となる公園」とし、今回の事業区域は、人が集う賑わいの場を形成する「みどりと集いのゾーン」に位置付けております。

この考え方に基づきまして、事業者によるコンセプトといたしまして、「STAGES IN THE PARK 来園者が相互に感性を刺激し合う舞台を整備することで、自分らしく輝くことができる公園を創出」となっております。

今回整備されます公園施設は、右側の表のとおりとなっております。

まず、公募対象公園施設といたしましては、都から提案を求めたものとしたしましては、快適な滞在空間での飲食の提供や、多様な人が交流しながら楽しみ、健康増進につながることを条件としておりました。

今回事業者からは、傾斜地である地形を生かして建築物等が計画され、こちらの表に書いてありますフード&ショップやカフェ、アーバンスポーツパーク、多世代健康増進スタジオ、ランニングステーションなどのサービスを提供する便益施設となっております。

こちらの公募対象公園施設につきましては、左側の平面図の右下になります屋上テラス、段々テラスと記載されております緑色の線で囲われた箇所が、公募対象公園施設となっております。

特定公園施設といたしましては、屋外アーバンスポーツパークのほか、天然芝のにぎわい広場や野外ステージなどとなっております。

今回2月に供用開始いたしましたのは、平面図にあります赤く囲まれた区域になっております。北東側のエントランス広場から南側の屋外アーバンスポーツにかける一帯のエリアとなっております。

本日は、現地をご覧いただくことができないことから、2月に供用を開始した箇所について、スクリーンのほうでご紹介させていただきたいと思っております。

まず、1枚目の写真となります。

こちらのほうは、北側から事業対象地を見た全景となっております。ちょうど左手のほうにJRの鉄道も見えますが、そういった位置関係となっております。

このエリアは、地形がちょうど写真の手前から奥、または右から左側、鉄道側のほうに向かって、地盤が低く傾斜しているような場所になってございます。こういった状況の中、限られた敷地の中で、高低差を生かした施設配置となっております。

次の写真です。

こちらは、エントランス広場の写真でございます。原宿駅側からのメインのアプローチとなるエントランス広場でございます。

また、左下②の写真ですが、こちらは公園管理所の壁面を生かして、階段状の植栽や屋上緑化などにより、立体的な緑化を施しておる状況でございます。こういった緑のボリュームを創出するような工夫も、併せて行っております。

次に、にぎわい広場です。

こちらは、事業対象地の中心に位置するにぎわい広場となっております。天然芝となっております。写真左側の隣接する発信テラスとともに、交流やにぎわいを生む広場となっております。

広場に向かって腰をかけられるベンチであるとか、公募対象公園施設のテラスからも、広場の様子がよく見えるような位置に配置されております。

次の写真です。

発信テラスでございます。土地の高低差を生かして、ステージ機能を果たすテラスとなっております。ここには開閉式の膜屋根も設置されておまして、天候による使い分けも可能なステージとなっております。

次に、屋外アーバンスポーツパークの写真になります。

ここでは、スケートボードなどを楽しむことができるエリアとなっております。初心者など、子供から大人までを対象として、可動式のセクションがあるほか、周囲のベンチやテラスからスポーツを見て楽しむことができるように工夫されております。

次の写真です。

ちょうどこちらが、供用開始直後のお披露目イベント等の際の利用状況の写真となっております。アーバンスポーツパークにおきましては、早速スケートボードで楽しむ人たちににぎわっております。子供や初心者も一緒に楽しんでいるような様子も伺えました。

そのほか、木の実や枝などの自然素材を使った工作教室や、キッチンカーの出店なども行いまして、親子連れで公園を楽しむ様子が見ることができております。

最後の写真となりますが、こちらは日没後の状況となっております。

園内全域にわたって、間接照明を配置されておりまして、比較的明るい空間を確保することとしております。

また、こちらも昼とはまた違った雰囲気となり、夜にかけても公園を楽しんでいただける空間になっているかと考えております。

代々木公園神南一丁目地区の供用開始について、ご報告は以上となります。

代々木公園の供用開始、また、先ほどご説明いたしました公園別マネジメントプランを含めまして、審議会の委員の皆様から、ご意見などを頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。報告は以上となります。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から報告がございました2件につきまして、どちらでも結構でございますので、委員の皆様からご意見やご質問、ご感想などありましたら、お願いしたいと思います。

いかがですか。特段、検討事項があるというわけではございませんので、感想だとか、もう少しこういうふうにしたほうがいいんじゃないかとか、というようなことを含めまして。

それでは古澤委員、お願いいたします。

○古澤委員 ちょっと感想的なことになってしまうんですが、公園マネジメントプランの共通編の中の2ページ目の利用ルールへの運用のところなんですが、その中で周知徹底ということと、緩和ということが二つ書いてございます。

先ほど緩和のところは、なかなかこういうルールの緩和というのは難しいところがあると思うんですけども、先ほど取組内容のところ、ここに書いていない内容で、緩和の内容として木登りとか、花火とか、そういうお話がありました。

ルールを緩和するとき、例えば利用者の安全性だとか、公園の中の生き物に傷をつけないとか、何らかの形での、どこまで緩和するかということをお考えたときの、一点、ガイドラインという大げさですけども、線引きみたいなものがあるかと思うんですけども、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いします。

○坂下計画課長 利用ルールの緩和となりますと、これまでにない公園での使い方を提供するというので、その使い方によってはほかの利用者の影響とか、今お話しされていた周辺環境の影響とかもあるかと思っております。

各公園ごと、あるいはそういった新たな利用する場所ごと、それぞれで異なるとは思いますが、今言いましたほかの公園利用や、あるいは周辺環境、あるいは周辺のお住まいの方への影響とか、そういったものも含めながら、実際にどの場所でどういったことをやるかということを決めていきたいと思っております。

公園ごとに状況も異なることで、一律したガイドラインみたいなのは難しいかと思っておるんですが、利用者の皆様にご理解いただけるような形で、取り組んでまいりたいと考えてございます。

よろしいですか。

○古澤委員 ありがとうございます。

○高梨会長 だんだん公園が都民にとって身近な存在になってきている中で、これまで管理者側としては考えていないような、いろいろな利用がされてくるんだと思うんですね。

そういうときに安全性の問題だとか、ほかの利用者に対して迷惑をかけるようなことがないかだとか、やっぱり一つ一つ検討しながら、やはり利用される方の自主性といいますか、そういうものは尊重していく。そういう運営ができるといいのかなと、私も今の話を聞いていて感じたところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 全体的な公園に、それが合うかどうかは全然分かりませんが、特殊な広いところの公園になると思いますが、実はアメリカでは、子供たちのために、アスファルトのあったところを剥がして、子供たちが体験できる畑を作ったりしているんです。それで、これだけたくさん公園が都内にはありますし、都内だけじゃなくて、日本にはすごいきれいな公園がたくさんあります。緑がきれいで樹木がすばらしく本当に日本は最高の国と言われている。そういう中で、子供たちがこれからいろいろな体験をしていったほうが、将来のためになるのではないかと思っております。

それで、皇居の中には、畑とお米も獲っていると。これは皇室の方たちの体験のみなんですけど、これから災害もいろいろなところで起きていますし、きれいな水が日本は当たり

前だったんですが、きれいな水がなくなってきたりとか、いろいろと心配事のニュースが聞かれます。何かやはり都民の役に立つようなスペース。楽しんで、本当に子供たちのために娯楽とか、ファミリーのために楽しみに行くということは、もう基本なんです。その中で、やはり生活に役に立つとか、災害に遭ったときに、何か本当にそれが役に立つということは、これからの世の中すごく必要じゃないかと思います。あと、これだけ円安になってしまった日本なんですけど、まだ円安が続くと言われてはいるんですが、本当に食べ物の食材は38%しか日本は自給率がないので、あとの60%以上は海外から買っているわけです。そんな中で、やはり日本で作れるものはなるべく作っていかなくちゃならない状況にあります。公園の広さというのは限られておりますけど、何か日本人たちの生活に、実際に役立つような事もしていただけたほうがいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

都立公園の中で、今、服部委員がご指摘になったようなところを工夫して取り組んでいることがあれば、ちょっとご紹介いただければと思いますけど。

○坂下計画課長 特に通常のレクリエーション利用ということでは、公園の本来の機能ですとか、十分に都民のためのものになっているかなと思います。

特に生活とか、いろいろな災害、そういったときのことを踏まえまして、我々としましては、都立公園の中でも市街地にあるような公園では避難場所とか、大規模救出救助活動拠点になっているような公園も多くあります。

そうした中で、地元とも連携いたしまして、避難訓練であるとか、災害時の防災トイレの利用とか、通常時と異なる震災時の対応というのは積極的に取り組んでおりまして、より重視してやっていきたいと思っております。

また、食材などのお話も出てきておりますが、例えば今回の公園別プランの改定の対象とはなっておりませんが、丘陵地公園のような場所ですと、里山の中の谷戸という地形を生かした水田をつくっており、みんなで稲刈りとか、稲を植えたりとか、子供たちが様々なかつてからの農業活動に参加できるような機会も作っておりまして、楽しみながら日本本来の農業体験など、公園の環境を生かしてできるものにつきましては、取り入れてやっていきたいと考えてございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

植物の持っている有用性というのがそういう非常時でも生きてくるような、僕はこの間ばかなことを言っていたんですけど、ギボウシがあるじゃないですか。あれは野草というウルイですよ。だから常にそういう見ることと植物が持っている非常時の有用性みたいなものを考えながら公園の植栽だとか草地を育成するとか、という考え方があるのかなと思っていました。これは私の勝手な思いです。

○服部委員 本当にその通りだと思います。これから本当にいろいろな災害がありますので、東京はあんまり災害が目立たないんですけども、それぞれの地区で、やはり少しずついろいろな大水が出たりとか、いろいろあるんですけども、だからといって、全てのところに食材を植えるとかじゃなくて、本当に今、日本はすごく幸せな国だと思います。大変なんですけれども、本当に戦争をやってくれて、水もない、食べ物もない、そういう国が今どんどん増えてきておりますが、日本は戦争に巻き込まれないと思いますけれども、いざというときにやはり役に立つもの、そういうものを公園の中で生かしていただくとうろしいんじゃないかなと思います。

○高梨会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインのほうで田島委員、どうぞ。

○田島委員 ありがとうございます。

ご説明いただきまして、マネジメントプランにつきましては、共通編ということで、全体的な目標として、その例をしやすく、制限を緩和して行くですとかといったところについては、理解いたしました。

お願いとしては、やっぱり東京都の公園は数も大きいですし、面積も大きいという中で、どのようにメリハリをつけていくのかというところが、もう少し見るとよかったなと感じておまして、特に制限を緩和して、利用しやすくしていくような、公園の中の個別の計画の中でゾーンがあるんですよというようなご説明も先ほどありましたけれども、やはり、この公園は自然の植生を生かして、そういった町中で自然の空間を経験できるようなものとして生かしていく。ここはアーバンスポーツなども含めて、かなり高度に利用していくんだというようなところをメリハリをつけていくということを出していかないと、どこでもかしこでも木を切っちゃ駄目だみたいな話になってしまうというのも、また残念なことでもありますので、今後の方向としては、ぜひ、公園ごとの個性や生かし方というもの、どうやって計画していくのかということを見せていただけると、すごくいいなと思いました。

特に庭園として保全されているような、入園料を取っているようなところですが、日比谷公園であるとか、ほかにも昔からの公園という中で、どうやって東京の都市の歴史を伝えていくかみたいなのところにおいても、公園や河川というものは、非常に時代を超えて同じ場所にあり続けるというようなところで、東京都の個性を残していくことの重要な鍵になるのではないかなと思っているところです。

一つ、会議の進め方について、リクエストさせていただけるなら、今回パブリックコメントの期間が3月6日までということで、ちょっとそれを踏まえて、じゃあ、どういうふうにしますというパブリックコメントの意見をご紹介いただいて、じゃあ、こういうふうには東京都も進めていくんだというタイミングで、会議をやっていただけると。すごくよかったんじゃないかなと、その点は、ちょっと残念に思っているところです。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

今のめり張りの話は、多分、目指すべき姿が文書でダラダラ、ダラダラと書いていて、今風じゃないですね。ビジュアルにもっと表現したらいいのかな、というふうに感じたところがございます。またパブコメのお話は、おっしゃるとおりですね。この審議会でもパブコメで都民の方からいろいろご意見をいただいて、あるいは地元の公共団体からいただいたやつを、丁寧に、対応方針も行政として取り組んでいただいておりますので、今回についても、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、ほかにもございますか。

柳井委員。副会長、どうぞ。

○柳井副会長 ありがとうございました。

パークマネジメントマスタープランのときの議論のときに、全ての公園でベースアップというか、レベルを上げていく部分と、めり張りをつけていく部分と、両方だということの議論をしたと思います。

その中で、多分ベースの部分を引き上げていくということで共通編ができていて、めり張りをつける部分で、個別の公園のマネジメントプランというような、2階建てになっていると理解しています。

その中で、実際、理解としてはそういうふうに理解していて、共通編と個別編の部分を

恐らく指定管理者の方と共有したり、あるいは地域とか、ここに関係するステークホルダーというか、主体の方々と共有するということがあって、それで恐らく、指定管理者さんがこれを中心に実際に動かす、このプランを動かして、実際に実行して、それを都でチェックすると。毎年チェックする部分と、5年に1回ぐらいで見直しをすると、そういう何か構造になっているという理解でよろしいですか。まず全体像として。

○坂下計画課長 そうですね。また、指定管理者の取組以外の都として事業をやるものは、それは都の中で進行管理をチェックするということにはなります。

○柳井副会長 それで、その中で二つほどあるんですけども、一つは、要するにチェックをしていく。マネジメントになって、いわゆるP D C A的なものをして、プランをしたものを実行して、それがうまくいっているかどうかチェックするということになると思うんですけど、どこをチェックするのかという問題があるかなと思っています。

多分、ベースの2階建ての1階部分の共通の部分については、さっき項目がついていたんですけど、維持管理で8項目、運営管理で8項目、公園整備7項目、共通事項で4項目、それぞれが項目として挙げられていて、それに対して目標設定があるので、それが実現できたかどうかというチェックは、個別の公園で多分可能だと思うんですけど、公園別のマネジメントプランは砦公園のやつが例として提示されているんですけど、これは要するに、めり張りをつける部分でどこをチェックするのかなというのがちょっとよく分からなかったです。どこをチェックするのかなと。それを見ていたときに、この重点取組、砦だと10取組がある。取組が10個あって、施策が9ですかね。これはどこをチェックするんですかねというのが質問というか、そこを逆に言うと、公園ごとに何をマネジメント項目としてチェックするのかということをはっきりしたほうがいいんじゃないかということが1点です。

それから2点目は、重点取組とゾーン別の基本方針の関係がよく分かりません。分からないという印象を受けます。

ゾーン別基本方針が上位なのか、重点取組とか、施策が上位なのか、ちょっと分からないんですね。例えば生物多様性の保全回復という重点取組があるんですけど、これがゾーン別の基本方針のどことひも付いているのかというのがちょっと分からない。多分、Kの環境共生ゾーンのバードサンクチュアリとひも付いているのかなというのは何となく分かるんですけど、重点取組、その中の施策、それとゾーン別基本方針の関係性というのをもう少し明確にして、なおかつ、先ほど言った何をマネジメント項目としてP D C Aのチ

チェックの項目にしていくのかというのをはっきりされると、各公園ごとよくなるのかなと思います。

すみません、長くなりました。伝わったかな。

○高梨会長 ありがとうございます。

ただいまのご指摘について、ちょっと説明をお願いします。

○坂下計画課長 基本的には、パークマネジメントマスタープランに基づいて、各公園の特性を生かして、都立公園全体で目標を実現していくことを考えておりました、先ほどの柳井副会長からありました砧公園の例で言いますと、重点取組、ここの部分が非常に公園として確実にやっていかなければいけないというところとして、項目として一覧としているところでございます。

ここでは、決まった具体的な取組を出すというよりは、各指定管理者から、これを基にしたよりブラッシュアップした提案等を受けることを期待しています。

そういったものを踏まえまして、先ほどの事業指定管理者の選定であるとか、年間の事業計画、あるいはその実施状況とその評価により、チェックしていきたいと考えてございます。

また、ゾーン別基本方針との違いなんですけど、重点取組につきましては、公園全体として強くやっていかなきゃいけないというところと、あと、どうしてもエリアごとにそれぞれ特性とか、求められる機能というのがありますので、ゾーン別基本方針というところで、それぞれのエリアでの特性といいますか、進めていく方向性を示したというところです。

確かに、どのエリアがどの項目になるかというのと、全部にわたるものもあれば、もしかしたら一部の区域かもしれないというのは、柳井副会長のご指摘のとおりですので、ちょっとその辺りは、ちょっとどう工夫できるかをちょっと考えさせていただきたいと思えます。

○柳井副会長 ありがとうございます。

ということは、重点取組の10項目がチェックの一つの項目と、共通編のマネジメント項目と、ここの取組のここという10取組というのが、PDCAのチェックの対象になるという理解でよろしいですね。

そこがはっきりするといいのかなというのと、重点項目がどこでやるのかというのがもう少し分かりやすいとよかったかなと思います。

○高梨会長 ありがとうございます。

本当はデジタル化が進んで、3Dでゾーン別があって重点項目が横串からあって、どれをどういう所でというような、そういう表現方法が発達してくるともっと分かりやすくなっていく可能性があるんじゃないかなと思いました。そういうもっと分かりやすい表現というか、今回のやつは新しい取組なものですから、まずは仕組みを作り出すのに最大限の力が向けられて、そういう表現力といいますか、そういうところまで行っていないので、ぜひ、いろいろなご意見をいただいた中で、より分かりやすい方向にさせていただければありがたいと思います。

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、オンラインのほうで羽山委員、どうぞ。

○羽山委員 ありがとうございます。

細かいことかもしれないんですけども、先ほど坂下課長からの資料のご説明の中で、生物多様性の保全に加えて、ネイチャーポジティブというのを意識してという、そういうご説明があったんですが、資料の中にネイチャーポジティブという文言が見当たらずで、生物多様性の保全と回復という重点項目がタイトルになったり、せっかくですので、ネイチャーポジティブという言葉をどこかに明記できないかなと、できるならやっていただきたいというお願いです。

ただ、これにわかに一般の方は理解しづらいかもしれませんので、だとしますと、資料の中に簡単なお説明を補足的に書き込む必要があるかなと思いました。

私からは以上です。ありがとうございました。

○高梨会長 ありがとうございました。

私もいろんなところでネイチャーポジティブと緑地の管理の話の議論に参加しているんですけど、生物多様性の現状を測る手法というのがあると、生物多様性は損失が進んでいるのか回復基調に行っているのかと判断できるんですけど、そこがまだ十分じゃないということで、これはもう関係者皆さんで知恵を出して行かなくちゃいけないことだと思います。

今の羽山委員の話、まさに損失から回復へということだと思いますので、いろいろな知見をぜひ活用できるように、常に取り組んでいただければということで。そういうことで羽山委員いかがですか、よろしいですか。

○羽山委員 ありがとうございます。

これは今までの会議でも何回か指摘させていただきましたけど、やはり都立公園の生物多様性についての調査データがほとんどないんですね。ですから、どこかでやっぱりきちんと調べて、それをこれから5年、10年、20年と継続していくことで、損失基調なのか、それとも回復基調なのか、そういった判断ができるんじゃないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○高梨会長 ありがとうございます。

ぜひ、具体的な取組を行っていただくことを希望したいと思います。

続いて、オンラインのほうで坂井委員、お願いします。

○坂井委員 ありがとうございます。坂井です。

先ほどありました個別プランのほうでして、2階建てにしたというのはとてもいいことかなと思いました。共通するようなところは一つ作って、それぞれに個別に作るというのは、とても構造的には分かりやすいなと私自身は思っております。

先ほどもお話しがあった、参考として今回、砧公園のプランが出ておりますけれども、冒頭に、今後新たな10年間を見据えたということになっています。10年というのは、長いか短いかそれぞれですけども、結構な技術変化がこれからありますし、社会の変動も激しくて、どういった短期、中期ぐらいのスパンで、先ほどあったこの重点計画は、ある程度考えられているのか。

ただそれは、ここには細かくは書いていないだけなのかということであれば、そのことを確認させて下さい。具体的に言えば、目指す姿及び重点取組のいろいろとありますけど、(3) 震災時の避難場所としての非常用電源設備や防災証明の整備とか、これは非常に早くやるんだろうなとか思いつつ、ものすごく長くかかりそうなものもあったりして、その辺り、もちろん決めてはいるけども、ここには公表していないんだということなのか、その辺りを教えて下さいというのが1点目です。

それと、この一番最後のところに資料編として、これまでの公園の沿革があるんですけども、今回のこの、ごめんなさい、私の理解が不足しているんだとは思いますが、改定版ということですので、最初に、砧のマネジメントプランが作られたときのことが書いていないようなんですが、もしあれば書いたほうがよろしいんじゃないかと思ったので、お聞きいたします。

以上2点です。よろしく願いいたします。

○高梨会長 いかがですか。

○坂下計画課長 まず、重点取組の到達点みたいなお話だと思います。

これも各公園ごとで、施設の整備や運営管理の水準も異なるところもありまして、具体的に表記できていないというのが実情でございます。

しかしながら、今後、指定管理の運営評価、そういった中でどこまで到達するのかというのを確認しながらやりたいということと、この公園別プラン自体も先ほどもご説明いたしました。とおおむね5年程度で指定管理の選定が行われることがありまして、その都度、この内容の見直しも図りながら、より実効性を高めていきたいと思っております。

あと、もう一つのは改定版ということを表記したほうがよろしいという、そういうことでよろしいですか。

○坂井委員 いや、改定版というからには、その以前のもがあったと理解しますけども、そうではなくてということですか。改定版の意味を教えてください。

○坂下計画課長 これまでも、各公園ごとにマネジメントプランというものを策定しておりましたので、それを今回、マスタープランを改めたということで、今回改定したということでございます。

○坂井委員 そうですね。ありがとうございます。

私もそう思っていました。今見せていただいている資料編のところには書いていないようですが、当初のマネジメントプランが何年にということは入っていたほうが、歴史の中ではいいんじゃないかなと思っております。これは全く意見ですので、ご検討下さいということですか。

○高梨会長 ありがとうございます。

今の坂井委員のご指摘は、非常に重要な案件なんで、ちょっと整理が必要かなと思っております。共通編と個別の公園別のプランがあつてという2階建てにするというのを、これ一緒にしたペーパーが頭がないと、何か説明し切れていないのかなと。今の坂井委員のご指摘の意味は。これとこれを合わせたものの上に公園別マネジメントプラン改定版というのがある、それで今回の共通編と個別編に分けて、より質の高い、かつ楽しい公園づくりに励んでいく指針にしていきますよとか、何かそういう大義があつたほうが分かりやすいのかなと感じたんですが。坂井委員、私の理解は坂井委員の理解と同様だということでしょうか。ちょっと違います。

○坂井委員 ありがとうございます。

1番、冒頭のもくじのところにある「はじめに」の右側に、今、会長がおっしゃられた

ことは、多少は書いてあるんですけど、それは今、何をしようとしているかが書いてあるんであって、私はちょっと過去のことが気になって、例えば、これが2回目か3回目なのかちょっと分からないんですが、砧公園のマネジメントプランというものは以前にも存在していて、それはいつ作られたものかということ、最後のほうです。最後の年表に入れたほうがよろしいんじゃないかということで、その前後関係です。今、会長がまとめているだけで今回のこともそうですし、そもそも最初の部分はどうだったかみたいな流れが、ちょっと分かりにくくなっていると思っております。

○高梨会長 分かりました。いろいろ新たな試み、工夫をして取り組んでいるということが、よく分かるようにまとめていったほうがいいという、そういうことだと思います。ちょっとその辺工夫をしていただいたほうがいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで坂井委員、よろしいですか。

○坂井委員 はい、ありがとうございます。

○高梨会長 どうもありがとうございます。

それでは、オンラインのほうで片山委員、お願ひします。

○片山委員 聞こえますでしょうか。

○高梨会長 はい。

○坂下計画課長 大丈夫です。聞こえております。

○片山委員 大丈夫ですか。国土交通省、片山でございます。

東京都都立公園のほうでも先進的な取組をいろいろされているので、我々も参考にさせていただいているところです。

高梨会長から、まず先ほど多様な利用の促進、今まで以上に多様な利用が進んできるとか、羽山先生のほうから、公園の機能の向上に関してネイチャーポジティブという言葉がないというようなお話ありましたが、私も、すみません、前回出られなかったので、マスタープランでどこまで書いてあるかというのがありますが、なぜ多様な利用の促進を図るかとか、その辺りの背景とか、趣旨というものは、マスタープランに書いてあるのでしょうか。

そうすれば、例えば生物多様性等を重視する30/30等の社会情勢もありますので、公園の機能向上を図る中で、生物多様性の保全を図っていきましょうにつながるんですが、ちょっと手元に概要版しかなくて、マスタープランが今手元にないもので、そこはどうい

うふうなつながりになっているのかという、これは質問です。

それと、坂井先生のほうから改定版ということで、これは私も感じたんですが、我々も行政なので、今までの成果とか、評価があった上で、次に改定をして、2040年までを目指すというほうが当然の流れでありますので、これはどこかに書いてあるのかもしれないんですが、例えば防災機能の向上というのがありますけど、これまでのマネジメントプランでここまでの成果があったと、まだ、こういうところが不足している、あるいは新たな課題が出てきたので、こういったことを2040年までに目指していくにすると、じゃあ、この公園でこういうことをしていくのだなというのが分かりやすいかなと思います。

もう一点は、資料2のマネジメントプランの、これは概要版だからこういうことになっちゃうのかもしれないんですが、目標と取組内容の区別がちょっとつきにくいところがありまして、これは表現の問題がかもしれないんですが、例えば利用ルールの運用のところ、利用ルールの緩和というところで、取組内容が多様なニーズに柔軟に対応するとか、確かに取組内容なんですけど、目標でも同じようなことが書いてありますし、防災対策でも、取組内容で地域の防災対応力を向上させるという取組内容でもあるし、目標でもあると思われまので、取組内容をどの程度、具体的に示すかによるんですが、この後にもう少し書き分けたほうが分かりやすくなるかなと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

質問事項を含めて、3点お願いします。

○坂下計画課長 まず、先ほどネイチャーポジティブとか、そういった表現が必要ということでしたが、マスタープランでは、これまでの社会状況の変化とか、実際にデジタルトランスフォーメーションの実現に向けてやっていかなきゃいけない今の社会状況とか、そういったものは記載させていただいています。基本的にはこのマスタープランの中で、現在の取り巻く状況、あるいは二つ目の質問にもありますけれども、これまで行ってきた実績とその評価を行っており、それに基づいて、マスタープランを取りまとめてきております。

更にマスタープランに基づいて、各公園ごとに今回作成したというものになってございます。

また、3点目につきましては、確かに分かりづらい点があるので、そのところは、ちょっと理解ができるようにちょっと工夫したいということと、今回は概要版でしたので、

実際の共通編の中には、さらにこれをブレイクダウンして、具体的にどういう取組をやるというものを幾つか事例としては示させていただいております。

いずれにしても、ちょっと今ご指摘いただいた点の場所につきましては、ちょっと整理をしたいと思います。

○片山委員 ありがとうございます。

○高梨会長 よろしいですか。

○片山委員 はい。

○高梨会長 ありがとうございます。

あと、ご発言いただいているのは、斎藤委員、何かございますか。

○斎藤委員 私のほうは、特にはないんですけども、パブリックコメントのほうで、マネジメントプランというか、個別には目標があるんですけども、やっぱり現場だと取り合いがいろいろあるんだと思うんですよね。その辺のバランスのほうは、パブリックコメントで調整していただければなと思っております。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

あと、堀本委員、何かご発言ございますか。

○堀本委員 お願いします。

先ほどのご意見の中にも防災という言葉が出てきましたけれども、公園別マネジメントプランの改定の目指す姿の中にも、9割ほど防災力という言葉が出てきます。

それで、事前説明のときにも伺いましたが、そこで初めて知った言葉で、防災公園グループという、そういうグループがあるとお聞きしました。

発災時には、公園がいろいろな意味で大きな役割を果たすかと思うのですが、その時に備えて、都民として知っておきたいグループの活動の内容、そういうものをちょっとお聞きできればと思います。

あともう一つ、前回の会議でも話題になりましたが、初めて聞いた言葉で樹木被覆率というんでしょうか、緑が都市の地面を覆う率ですね。そういう言葉を初めて伺いまして、私も持ち帰って自分でも調べてみたんですけども、東京都のそれは2013年から2022年までの9年間に9.2%から7.3%、約1.9ポイント減少しているということで、これは東京ドームの256個分というとても気になる数字を知ることになりました。

そして、緑の減少の原因としましては、民間住宅の開発や、都市開発、それから道路、

公園の樹木の撤去などが主となっているようです。樹木が少なくなるということは、近年夏の暑さなどに影響するヒートアイランドの大きな原因にもなってくるかと思います。

緑の保全や、先ほどもネイチャーポジティブのことで、損失から回復へという言葉が出てきましたが、それについて公園管理のほうでは、どのようなご努力を、この後いただいていくのかというところをお聞きしてみたいと思います。

最後に、マネジメントプラン公園別編で、いろいろ指針がそれぞれの公園に対して違いますけれども、公園ごとのコンセプトを実現していくための責任者といえますか、どこが一番引っ張っていくところになるのか。先ほどのご説明で指定管理者を指定して、そしてそれをチェックしたり、見直したりしていくともお聞きしましたが、最終的な実現のための責任者というのは、どの立場の方になるのかも、お聞きできればと思います。

よろしくをお願いします。

○高梨会長 ありがとうございます。

防災、ネイチャーポジティブ、それとマネジメントプランの推進の責任体制等々ご質問がございましたので、ご紹介いたします。

○坂下計画課長 まず最初に、防災公園のお話ですけども、防災公園グループというのは指定管理とする公園の中で、大規模救出救助活動拠点となっているようなところを中心に、防災活動が必要な公園をまとめてグループとして指定管理を行っているというところがございます。

具体的には、いつ災害が起きても、そこにきちんと駆けつけて、実際の運営は地元の区市町村が中心になりますけれども、そこと連携しながら公園の管理運営ができるような体制を整えています。例えば、先ほども、日頃から地域や地元の区市町村と連携して訓練を行うことを話しましたが、その他に防災を普及啓発するようなイベントを開催して、周辺の地域の方に関心を持っていただくような取組を行っております。

また、樹木の被覆率ということで、東京都といたしましては、樹木単体というよりは総合的な緑。樹木一つの大切さというの中にはあるでしょうが、樹林地というんですかねいろんな緑が重なり合うことで環境を生み出しているところがあります。

また、公園におきましては、例えば自然環境を保全するようなエリアもあれば、一方で、スポーツ施設とか、広場とか、レクリエーションを主体とするようなエリアもありますので、一律として、それぞれの個々の樹木をどうしていくかということは定めておりません。それぞれの公園の地形であるとか、環境の特性がありますので、それを踏まえて、例えば

公園別のマネジメントプランでも、ゾーン別の基本方針などで、バードサンクチュアリみたいなところであれば、より生き物や樹木に配慮したというような記載をしているような形でやっております。

我々としては、一方で自然地としてきちんと、例えば丘陵地のような、里山のようなところでは、逆にかつての薪炭林のように伐採して、更新することが大事にもなっておりますので、やはりそれぞれの公園の環境に応じたやり方で、望ましい環境の維持というものを進めていきたいと思っております。

また、レクリエーション利用や一般的な利用するエリアでは、防犯や防災とか、または快適な利用ということで、ある程度の日照が受けられるとか、見通しがあるとか、そういった観点も含めて維持管理を行っていきたいと考えてございます。

あと最後に、実際の責任者というお話ですが、当然、都立の公園ですので、実際の運営管理では、指定管理者であったり、あるいはいろいろ地域の方が活動していたりというのはあると思いますが、実際こういったプランを作っているのは東京都ですし、これを実際に実行して、ちゃんとできているのかチェックしていくというのも東京都ですので、我々のほうで確認して、ここで定めました目標を確実に実現できるように、取り組んでいきたいと思っております。

○堀本委員 ありがとうございます。

○高梨会長 よろしいですか。

○堀本委員 はい。

○高梨会長 ありがとうございました。

あと、オンラインのほうで押田委員、何かございましたら、ご発言をお願いします。

○押田委員 ちょっと出張から戻るのが遅かったので、恐縮ですが遅くなりまして申し訳ありません。

おおむね、お話、今日お聞きした内容で特に異論とかはないんですけど、やっぱりちょっと今日お聞きする中で、ちょっと先ほど新しい声のお話も出てきていましたけど、やっぱりオリンピック・パラリンピック以降、新たな公園の使い方とか、あと、マネジメントの仕方というのが出てくる中で、今日のマネジメントプランの改定案の中で10年程度という将来目標があったんですけど、やっぱりブラッシュアップだったり、あるいは新しく再インストールするような場というのを今後も必要なのかなと思った次第と、あとちょっと最後、新しい代々木公園の供用開始の話も、写真も見られて非常に楽しく拝見していた

んですけど、やっぱり今の段階でもそこそこの利用があるということでしたので、特にこの場合の新たな公園の使い方というのが入ってきているので、追っかけながら、またこちらもブラッシュアップしていくのかなと思った次第です。

貴重なお話を今日はありがとうございました。

○高梨会長 ありがとうございました。

今のご指摘の中で、時代の変化が激しい中、時代の要請にどうやって適切に応えていくかといったときに、前は10年、5年だとかと区切りを持ちながら、こういうものを運営していたわけですが、そうじゃない進行管理手法みたいなものを考えて行かなくちゃいけないのかなと感じて、これはみんながこれから取り組んでいかなければいけない共通の課題かなと思いました。

また、皆さんのお知恵をいただきながら、事務局のほうで検討を進めていただければと思います。

最後に、伊藤委員の代理で浅井様ご出席ですので、一言お願いいたします。

○浅井委員代理 本日はご説明いただきましてありがとうございました。

私のほうから代々木公園の関係で、少しご質問をさせていただきます。これは新たに建物を造って便益施設を運営するという形になっていますが、この便益施設については会員制みたいなものではなく、基本的には皆さんが使えるような形になっていると考えるよろしいでしょうか。

○坂下計画課長 一定の料金がかかってくる施設もありますけれども、基本的には公園利用者が使える施設になっています。

○浅井委員代理 分かりました。

あともう一点、南側のポンプ場ですけど、あちらのほうについては令和元年に答申を得ていると思いますが、その利用計画から特に変更はありますか。

○坂下計画課長 この審議会で整備計画の答申をいただきまして、東京都の整備計画としては、南側のところも公園化していくという計画となっております。

ただ、詳細は、まだ水道局の今の施設が稼働しているということもあって、まだ具体化していないというところになっています。

○浅井委員代理 分かりました。

ここの水道局の部分も、私どもの管理する国有地でございますので、ここ以外にも公園とかで、かなり無償貸付けをさせていただいているところがあります。

ここの部分も、国有地なんですけど、公園として貸しているものではないので、あらかじめいろいろご相談を早めにしていただきたいなというところもありますので、その点をできればお願いしたいと思います。

以上となります。

○高梨会長 ありがとうございます。

また、よくご相談いただきたいと思います。

皆さんにご発言いただきましたので、時間が過ぎてしまいましたが、以上をもちまして、本日の議事を終了したいと存じます。

特段、私はコメントしただけでございまして、発言はしていないわけですけど、皆さんに感謝の言葉を申し上げたいと思います。

私がこの会長になってから、もう8年を経過することになりまして、今回限りで退くことになっているところでございます。

今回の任期中で、特段諮問事項がなかったものですから、濃密な審議をするということにはなかったわけですが、先ほど報告がありました代々木公園の話が令和元年でございますので、7年もたってしまったのかなと思いながら振り返っていたわけです。

また、一番最近ではマネジメントプランに関わる基本的な整備と管理の在り方の答申もしたということで、最初と最後の答申に関わるご報告を本日いただいたということで、私の感想からいきますと、都のほうで非常に審議会の意向を踏まえ、また都民の皆さんのご意見も踏まえ、地元の公共団体等の意見も踏まえながら、着実に事業を進めていただいている、ということに心から感謝と御礼を申し上げます。また、この会の運営につきまして、委員の皆様方から円滑な議事運営に多大なご協力をいただきましたことを心から御礼申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

それでは、進行を事務局のほうにお返しします。

○中尾管理課長 事務局でございます。

高梨会長、議事進行のほう、誠にありがとうございました。

それから、委員の皆様方におきまして、長時間にわたりまして会議にご参加いただきまして、また、貴重なご意見のほうもたくさん頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

今し方、会長からもご発言ございましたが、本審議会でございますけども、今回をもちまして、本任期中の開催は本日で最後でございます。

高梨会長を初め、委員の皆様におかれましては、これまで審議会の運営のほうに多大なるご協力賜りまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議のほうは終了させていただきたいと思えます。

本日は、誠にありがとうございました。